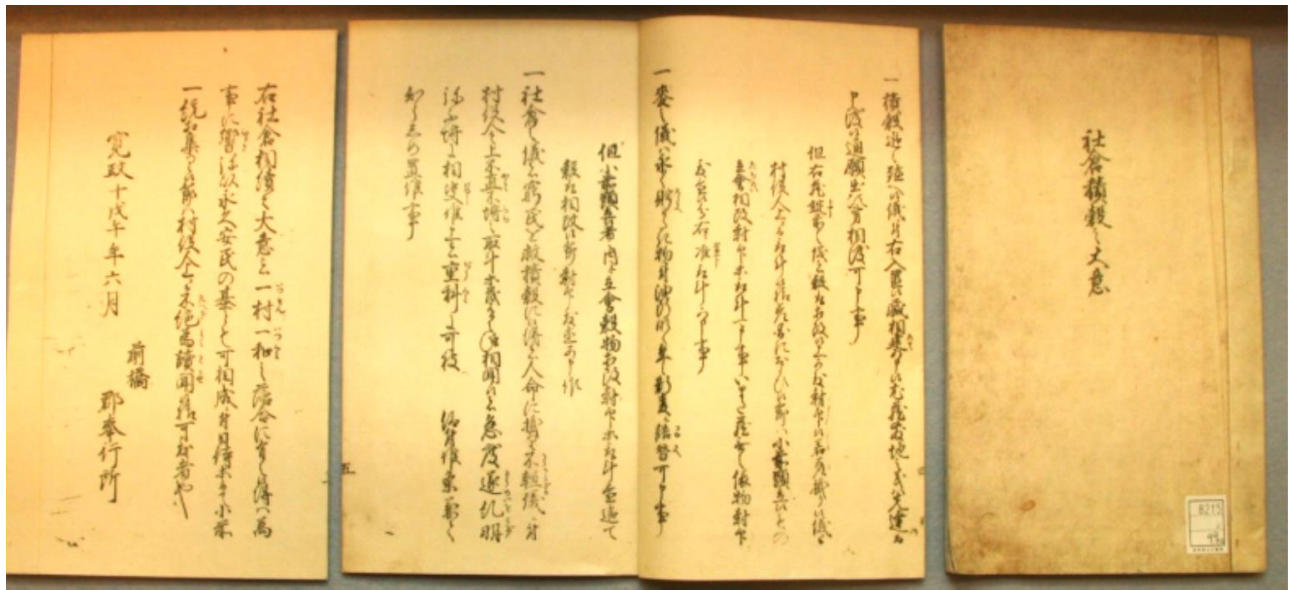


群馬県立文書館 教材活用史料詳細カード 15

請求番号	P8215	文書番号	99-2	年代	寛政10年(1798)
史料名	社倉積穀之大意				
形態	縦紙	複製	あり・なし (一部デジタルデータあり)		
備考	寄託の古文書(大胡町上大屋区有文書)				
史料概要	社倉制度(飢饉や災害などの非常時に備えて、米穀を貯蔵しておく制度のこと)を周知するために前橋郡奉行所が発行した冊子の一部。麦は毎年入れ替えること、村民が集まるときに村役人がこれを読み聞かせることなど、制度のよりよい運用と継続を狙った内容が書かれている。				
指導要領との関連	<中歴> B-(3)-ア-(エ) 幕府政治の展開 <高歴総> A-(2)-イ-(ア) 複数の資料の関係や異同に着目して、資料から読み取った情報の意味や意義、特色などを考察し、表現すること <高日探> C-(2)-イ-(ア) 資料を通して考察し、仮説を表現				
活 用 例					
活用単元	「日本史探究」C 近世の日本と世界(2) 歴史資料と近世の展望				
活用場面	<ul style="list-style-type: none"> <li>江戸時代の「寛政の改革」または「飢饉と百姓一揆」の導入場面で活用。または、幕府の政策を考察させる場面や調べ学習で活用。</li> </ul>				
活用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>読み下し文と史料を提示し、この史料が出された背景をグループ(あるいはペア)で考察し、農村復興政策の一つとして寛政の改革で出された救荒事業についての意見をまとめ発表へとつなげる。その際には、資料集の天明の飢饉の記述や図説を参考にさせると効果的と考える。</li> </ul>				
予想される生徒児童の反応など	<ul style="list-style-type: none"> <li>文字史料だが、読み下し文を活用することで、前橋藩でも寛政2年(1790)より有事に備えて食糧を備蓄する社倉制度を実施し、村ごとに郷倉(備蓄倉庫)が設置された例があることを具体的に理解できる。</li> <li>郷土における「災害時の備え」であり、現代のことにも思いを広げながら、生徒たちも興味関心をもって学習に取り組むことができると考える。</li> </ul>				



読み下し文

(表紙)

社倉積穀之大意

(前略)

一積穀追々殖え候儀に付、右入れ置き候藏相建て申すべく候。もつとも、藏敷地の義は先達て申し渡し候通り、願い出で次第相渡し申すべき事。

但し、右藏錠前の儀は穀取り相改め候上、封印致すべく候。若し差し掛かり候儀にて

村役人上にて取り計り候様差図におよび候節は、小前頭立て候もの

立ち会い相改め、封印等取り計り申すべき事。いまだ藏これ無く、俵物封印致し置き候分、右に准じ取り計り申すべき事。

一麦の儀は永く貯えがたき物に付、油断なく年々新麦に詰め替え申すべき事。

但し、小前頭立て候者の内より立ち会い、穀物相改め封印等取り計り置き、追て穀取り相改め候節、封印致し置き申すべく候。

一社倉の儀は窮民を救い、積穀に候えば人命に掛かり軽からざる儀に付、村役人の上直不埒の取り計らい等もこれ有る趣相聞き候は、急度糺明を遂げ、弥不埒に相決し候上は、重科に仰せ付けらるべく候条、兼ねて知らしめ置き候事。

右社倉相続の大意は、一村一和の落ち合いにこれ有り候えは、万事に響き、弥以て永久安民の基とも相成るべきに付、日待等にて小前

一統相集り候節は、村役人上にて絶えず読み聞かせ候様致すべき者也

寛政十年戊午年六月  
前橋郡奉行所